

社会福祉法人朋友会 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日 の 5年間

2. 内 容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を引き続き行う。

< 対 策 >

- 令和4年 4月～ 周知・取得促進の継続。
職員に対し制度の周知を行う。
対象者に対し情報提供を行う。
制度全般の情報提供により育児休業等取得を促す。

目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として代替要員の確保・業務内容、業務体制の見直しを行う。

< 対 策 >

- 令和4年 4月～ 育児休業取得希望者に対し代替要員の確保に努める。
相談窓口を設置する。
対象者に対し、希望する勤務体制の聞き取りを行う。

目標3 計画期間内において、女性職員の育休取得率100%を維持するとともに、男性職員の育休取得を目指す。

< 対策 >

- 令和4年4月～ 育児休業前後及び育児休業中の職員に対するフォローアップ等を充実させるなど、育児休業からの円滑な職場復帰を支援する。

男性職員による育児休業等を促進するため、制度の個別周知や育児に関する意識向上に向けた支援を実施する。

目標4 セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談に対して、相談件数の9割を解決する。

< 対策 >

- 令和4年4月～ セクシュアルハラスメントを含めた各種相談窓口に関する環境整備を行う。

ハラスメント防止啓発を実施する。

外部の相談窓口を活用する。

情報公表 女性の活躍に関する当法人の現況

採用した労働者に占める女性労働者の割合

令和2年度 75%(6/8) (岡山)

令和2年度 73%(22/30) (千葉)

労働者に占める女性労働者の割合

令和3年10月 69.5%(法人全体)

男女別の育児休業取得率

令和2年度 女性：100%(1/1) 男性：0%(0/0) (岡山)

令和3年度 女性：0%(0/0) 男性：100%(1/1) (千葉)